

広島県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

安芸郡熊野町字東山王八五六の一、八五六の三、字西山王八八六の二、八八六の四、八八六の五、八八九の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東山王八五六の一・八五六の三・字西山王八八六の二・八八六の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八八六の四、八八九の五

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び熊野町役場に備え置いて縦覧に供する。）